

千葉市消費者教育推進計画の評価について

1 評価

それぞれの事業については、原則として、年度終了時に平成26年度の事業実績との比較によりa～dまでの評価を行います。

「評価の基準となるものが数値等客観的な指標で示せるもの」については2（1）に基づき評価を行います。事業の性質上、「事業内容が数値等客観的な指標で測れないもの」については2（2）に基づき評価を行います。

2 評価基準について

（1）評価の基準となるものが数値等客観的な指標で示せるもの

【評価基準】

- a：平成26年度よりも事業を拡充して実施した。（110%超）
- b：平成26年度とほぼ同様に事業を実施した。（110%～90%）
- c：事業を実施したが、平成26年度の実績を下回った。（90%～）
- d：事業を実施できなかった。
- －：事業を実施したが、申込みがなかった。事業の見直しを実施した。

（2）事業内容が数値等客観的な指標で測れないもの

【評価基準】

- a：事業を実施し、一定の成果を得た。
- b：事業の進め方について検討が終了し、一部事業を実施した。
- c：事業の進め方について検討を継続した。
- d：事業の進め方について検討したが事業化には至らなかった。検討を中止した。
- －：事業の進め方について方針を変更した。

2 項目評価

消費者教育担当課が作成した評価基準を基に、各項目の評価の平均を算定します。

aを3点、bを2点、cを1点、dを0点とし、各項目の平均点を下記のとおり表示します。

【評価基準】

- A：順調に取り組まれた。（項目の評価基準の平均点が2.5点以上）
- B：概ね取り組まれた。（項目の評価の平均点が1.5点以上2.5点未満）
- C：概ね取り組まれたが、さらに積極的な取り組みが必要である。
（項目の評価基準の平均点が0.5点以上1.5点未満）
- D：取組が不足した。（0.5点未満）